

肝炎・肝がん対策についての京都府への要望書  
(2013年度予算要望)

2012年11月26日

京 都 肝 炎 友 の 会  
舞鶴ウイルス性肝炎を考える会

2012年11月26日

京都府知事 山田 啓二 様

京 都 肝 炎 友 の 会  
世話人代表 山 副 スヘノ

舞鶴ウイルス性肝炎を考える会  
世話人 三 宅 あ き

京都府の肝炎、がん対策をはじめとする健康・医療への取り組みに感謝申し上げます。  
私どもは、「すべての府民が一生に一回、出来るだけ早く肝炎ウイルス検査を」、「肝炎・肝がん医療費助成制度の強化を」等と訴えてきました。

しかし、残念ながら肝炎ウイルス検査の受検者や医療費助成制度の利用者は減少し、インターフェロンの少量長期投与治療は、未だに医療費助成制度の対象となっておりません。また、京都府の肝炎・肝がん診療体制は、府中心部と京都府北部・南部での格差が解消されていない状況があります。

このような状況を改善するために、京都府としても平成25年度政府予算編成に際し、政府に対し、医原病である肝炎患者の救済のため必要な措置を強く求めて下さい。

併せて、国の措置が不十分であったとしても、京都府独自の支援・助成制度の実施も含め、肝炎・肝がん患者の早期発見、治療のための体制の強化、誤った肝炎の認識による患者への差別的な取り扱いをなくすため府民への啓蒙を実施して下さい。そのために、必要な予算を平成25年度京都府予算に盛り込んで下さい。

よろしく申し上げます。

## **重点要望**

- 1, 肝硬変・肝がん治療やC型肝炎のインターフェロンの少量長期投与の医療費助成制度を含む肝炎患者の医療費助成制度の一層の拡大、身体障害者手帳交付の認定基準の緩和、肝炎ウイルス検診の更なる取り組みと経費の全額国の負担による実施を国に強く求めて下さい。
- 2, 無料ウイルス検査を、府内のすべての医療機関に直ちに委託して下さい。
- 3, 肝炎患者支援手帳を、患者、患者団体の意見も反映させて早期に作成して、全ての患者に渡るようにして下さい。
- 4, 肝炎相談センターを、京都府北部だけでなく、全ての二次医療圏に設置すると共に、

肝疾患診療連携拠点病院がすでに設置している「肝疾患相談センター」が専従職員の配置も含め、「電話・面接相談」「講演会等の企画および開催」「情報コーナーの設置」を本格的に展開するために必要な財政措置を講じて下さい。

- 5, 京都府感染症対策委員会肝炎部会を次回開催時から、あるいは新たに発足させる京都府肝炎対策協議会に、患者・家族、患者会の代表を複数（少なくとも3名）は参加させ、京都府の肝炎対策に、患者の視点からの肝炎・肝がん治療の対策について提案ができ、反映できるようにして下さい。
- 6, 京都府等の行うがん対策の企画・広報等では、肝がん予防に欠かせない肝炎ウイルス検査の受検奨励等を必ず、しっかり位置づけて実施してください。
- 7, 現在おこなわれている京都府保健医療計画の見直しに際しては、少なくとも京都府医療審議会計画部会ワーキンググループで患者委員をはじめ各委員から出された意見が反映した「計画」として下さい。

#### 具体的な意見

- ・現在の京都府の肝炎、肝硬変、肝がん患者の状況を示す
- ・二次医療圏ごとの医療ネットワークの構築を目標とする
- ・肝炎、肝硬変、肝がんによる死亡率の低下を目標とする
- ・肝炎検査の受検率、肝炎ウイルス無料検査の全医療機関に拡大する事を目標とする 等

### 詳細要望項目

#### 1 肝炎検査体制の抜本的強化に関係すること

- ① ウイルス検査の委託医療機関を、府が定める「肝疾患専門医療機関」等に限定しているため、54医療機関でしか受検できない。それぞれの二次医療圏の肝炎治療のネットワークを構築すれば、委託医療機関を限定することなく、どこでも、気軽に受検できる体制を整備することができる。府内のすべての医療機関に直ちに肝炎ウイルス検査を委託して下さい。（一部再掲）
- ② 現在検査を委託している医療機関の検査実施時間は非常に限定されている所もあるので、委託医療機関に可能な限り実施時間を拡大していただくよう要請して下さい。
- ③ 保健所での無料検査の実施日時を、利用しやすいよう拡大して下さい。
- ④ 健康増進法に基づく市町村のB・C型肝炎ウイルス検診を、すべての市町村が実施し、検査費を無料、年齢に上限を設けないように市町村に働きかけて実現して下さい。また、受検に関する通知をクーポン様のもので個別に行うように市町村に働きかけて下さい。
- ⑤ 肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談室と保健所の連携により、事業所を対象にした肝炎ウイルス無料出張検査を実施すること。また、出張検査の実施に合わせて、肝疾患相談室による事業所職員に対する健康教育を行なって下さい

- ⑥ 京都府後期高齢医療制度の実施する検査でも、肝炎ウイルス検査を実施するよう府として求めて下さい。
- ⑦ 全ての対象者の検査受験を実現するため、受検者数、受検率を把握し、対象府民数を確定し年次目標を設定して取り組んで下さい。
- ⑧ 肝炎ウイルス検査の広報活動は、肝炎の悪化、肝がん予防に欠かせないものであり、抜本的な強化が必要です。TV、ラジオ、記者会見、府民だよりでの特集、街頭広報活動などを展開して下さい。
- ⑨ 京都府等の行うがん対策の企画・広報等では、肝がん予防に欠かせない肝炎ウイルス検査の受検奨励等を必ず、しっかり位置づけて実施し、すべての府民が一日も早く検査を受ける契機となるようにして下さい。(一部再掲)
- ⑩ 患者会と共に、肝炎検査受験の広報活動を展開して下さい。

## 2、肝炎検査後の感染者への情報提供・支援体制に関係すること

- ① 保健所、委託医療機関、定期健診、出張健診等、どの検査であっても、受検者を放置せず、確実に最新の治療を受け悪化することが無いようにするため、フォローアップ、受診勧奨を行うコーディネーターを養成、配置し、確実に対応して下さい。
- ② 肝炎患者支援手帳を、患者、患者団体の意見も反映させて早期に作成して、全ての患者に渡るようにして下さい。(一部再掲)
- ③ 京都府のホームページやリーフレットなどによる肝炎患者等への情報提供は、京都府の実情に合った、患者等の要望にこたえるものとなるよう、抜本的な強化改善を進めて下さい。
- ④ 肝疾患診療連携拠点病院等が設置する肝疾患相談センターの体制強化、事業の拡大のために、京都府として必要な予算措置を講じて下さい。(一部再掲)

## 3、診療体制に関係すること

- ① 肝炎ウイルス検査で発見された肝炎患者を適切な医療に結びつけ、正確な病態の把握や治療方針の決定のため、肝疾患に関する専門的な医療機関にも関与してもらえ、る医療体制が必要です。また、患者が安定した病態を示す場合や治療方針に大きな変化がない場合はかかりつけ医による診療を中心に行うことが必要です。そのためにも、京都府と市町村及び医師会等の関係団体の積極的な関与のもと、かかりつけ医と専門医療機関等との連携が必須です。この様な体制を確立するため、京都府として二次医療圏ごとのきめ細かい肝疾患診療ネットワークの構築を行い、クリティカルパスを作成し医療機関、患者等に徹底して下さい。
- ② 医師会等とも協力し、かかりつけ医等への最新治療や京都府内の肝疾患診療体制の情報の提供、啓蒙を強化し、肝炎その治療水準の向上を図って下さい。

## 4 肝炎・肝がん患者の支援対策に関係すること

- ① 「肝炎、肝がん患者の治療水準の一層の向上」「肝硬変・肝がん治療やC型肝炎のインターフェロンの少量長期投与の医療費助成制度を含む肝炎患者の医療費助成制度の一層の拡大」「身体障害者手帳交付の認定基準の緩和」「新しい検査方法、治療法、治療薬の保険適用の早期実現」「潜在している肝炎患者・感染者を早期発見するため、肝炎ウイルス検診の更なる取り組みと経費の全額国の負担による実施や新たな取り組み」を国に強く求めて下さい。(一部再掲)
- ② 肝炎相談センターを、京都府北部だけでなく、全ての二次医療圏に設置すると共に、肝疾患診療連携拠点病院がすでに設置している「肝疾患相談センター」が専従職員の配置も含め、「電話・面接相談」「講演会等の企画および開催」「情報コーナーの設置」を本格的に展開するために必要な財政措置を講じて下さい。
- ③ 京都府として肝炎、肝硬変、肝がん患者の治療費、入院時にかかる諸費用、生活費を支援する支援制度を作ってください。
  - C型肝炎のインターフェロンの少量長期投与治療費の助成制度
  - ウイルス検査で陽性となった患者が医療機関を受診し、B型又はC型肝炎ウイルスの保有状況を把握するために行った初回の精密検査に係る費用を助成する制度
  - 入院時の医療費以外の支出（通院・入院時の交通費、入院時の食事・寝具などの個人負担分）の負担軽減を図る制度、

## 5 京都府における「肝炎対策協議会」等について。

- ① 厚生労働省は、都道府県が設置する肝炎対策協議会等に、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族を構成員に追加したと2010年8月5日に通知されています。京都府感染症対策委員会肝炎部会を次回開催時から、あるいは新たに発足させる京都府肝炎対策協議会に、患者・家族、患者会の代表を複数（少なくとも3名）は参加させ、京都府の肝炎対策に、患者の視点からの肝炎・肝がん治療の対策について提案ができ、反映できるようにして下さい。(一部再掲)
- ② 京都府肝炎対策協議会等は、京都府の肝炎・肝がんの現状、肝炎対策の進捗状況を把握し、対策の発展方向を協議するため、年間に3～4回以上定期的に開催してください。
- ③ 京都府肝炎対策協議会の詳細な議事録を作成し公開して下さい。

## 6、京都府の「肝炎対策」の策定について

- ① 現在進められている保健医療計画の見直しで肝炎対策が補強されようとしていますが、現状や医療圏ごとの医療体制の確立、肝炎、肝硬変、肝がんによる死亡率の引き下げ等の明確な目標を盛り込んだものとして下さい。
- ② がん死亡者に占める原発性肝がんの割合は大きく、軽視することはできません。京都府のがん対策に、「肝炎・肝がんの対策の推進」をしっかりと位置付けて下さい。
- ③ 肝炎患者代表も参加する肝炎対策協議会において、京都府の肝炎・肝がんの現状、

肝炎対策の進捗状況を把握し、途切れることなく保健医療計画を発展・強化させて下さい。さらに、「京都府肝炎対策基本計画」として発展して下さい。

## 7、薬害肝炎患者の救済について

- ① 薬害肝炎被害者救済法に基づく被害者の救済は、カルテなどの廃棄や、医師など医療従事者の退職が進み、投与の証明を得ることが大変難しく、救済は進んでいない。また、医療機関が、積極的な協力を示す事例も少なくない。患者の多くは高齢化しており、その救済を放置することはできない。
- ② 京都府として、患者のカルテ、証言収集に対し協力をしていただくこと。

## 8、「患者会」への支援について

患者と家族間の交流や相談活動、医療従事者の協力を得ての講演会・相談会などの開催を通じ、肝炎患者の「治療」と「生活」への意欲を高めるだけではなく、国や京都府の肝炎対策の推進の役割の一端も担っている「患者会」の強化のため次の支援を行って下さい。

- ① 患者会とその活動を京都府の広報媒体で紹介していただくこと。
- ② 医療講演会、相談会の開催について、財政と広報に一層の支援をしていただくこと。
- ③ 「患者会」の事務所設置・維持への財政支援や府有・府関連施設内に「患者会」が活用できる無料のスペースを提供することなどにより、継続的な患者・家族の交流を支援していただくこと。